

学校体育施設開放事業 照明料(実費弁償額)一覧

久喜地区 (学校名)	照明料 円/h		菖蒲地区 (学校名)	照明料 円/h			栗橋地区 (学校名)	照明料 円/h		鷺宮地区 (学校名)	照明料 円/h	
	体育館	夜間照明のある校庭		体育館	武道場	夜間照明のある校庭		体育館	夜間照明のある校庭		体育館	夜間照明のある校庭
久喜小学校	200	—	菖蒲小学校	50	—	—	栗橋西小学校	100	—	鷺宮小学校	150	—
太田小学校	200	—	小林小学校	50	—	—	栗橋南小学校	100	—	桜田小学校	100	—
江面小学校	50	—	三箇小学校	50	—	—	栗橋小学校	150	500	砂原小学校	100	—
清久小学校	50	—	栢間小学校	50	—	500	栗橋東中学校	200	—	東鷺宮小学校	50	—
本町小学校	50	—	菖蒲東小学校	50	—	—	栗橋西中学校	100	—	鷺宮中学校	150	—
青葉小学校	100	—	菖蒲中学校	150	100	—				鷺宮東中学校	200	—
青毛小学校	50	—								鷺宮西中学校	150	—
久喜東小学校	100	—										
久喜北小学校	100	—										
久喜中学校	200	—										
久喜南中学校	200	500										
久喜東中学校	100	—										
太東中学校	150	—										

※体育館や夜間照明をご利用の団体については、半期ごとに別添「学校体育施設照明使用記録簿」に、照明料(実費分)をご記入の上、スポーツ振興課にご提出ください。
なお、スポーツ少年団や子ども会等、青少年の健全育成等を目的としてご利用になる団体については、照明料が免除されますので、記録簿の提出は不要です。